

外国人学校・民族学校：社会正義を考える

——日本におけるブラジル学校の事例を通して——

Lilian Terumi HATANO

1. 社会背景

世界には多文化主義の概念のみでは解決できなかった数多くの課題が残されている。どの社会にも民族的・社会的少数者に関していえば、教育に関連する大きな問題が多々あって、日本社会においても深刻な問題が生じている。

たとえば、日本は「島国だから」または「長い間鎖国していた歴史を持つから」「極めて同質な国なのだ」などという発言を聞くことが今でもある。今なおそのような考えを持ち、あるいは信じたい日本人が少なくないであろう。

この種の発言の基礎となる「事実認識」の正確性、すなわち歴史的に「日本社会の同質性」がどれほどの期間、どのくらいの範囲で存在したのかなどについては、専門家の分析と批判を待つとして、ここで指摘したいのは、まず、その種の発言からは「同質であることを善」とする主張がかいま見える、ということである。そして、日本社会に現に存在する多様性がまったく視野に入っていないようである、ということである。

グローバル化が進んだ結果、日本社会ではかつてないほど多くの「外国にルーツを持つ人たち」が暮らしている。そんな時代に「日本は極めて同質な国」だという前提で教育政策が立案されるなら、その内容は現実に立脚しないものとなり、様々な弊害をもたらすだけであろう。それが同質性を善しとして多様性を否定的にとらえるものであればなおさらである。

2. 多様な外国人学校・民族学校

外国にルーツを持つ子どもたちの教育に関しては、日本の公立学校での受け入れの問題、そこでの教育内容の問題、不登校・不就学の問題、進路保障の問題など、様々な問題がある。本稿ではそれらの問題の中から「外国人学校・民族学校」について、近年急増しているブラジル学校¹⁾の置かれた状況を取り上げる。

日本には、様々な外国人学校、民族学校が存在し、その歴史的背景もまた様々である。たとえば、19世紀に設立された横浜山手中華学校や東京横浜ドイツ学園などのように100年以上の歴史と伝統を誇る学校がある。それから半世紀ほど後に、第2次世界大戦の終戦を機に生まれたのが、植民地支配の中で奪われた言葉・文化を伝えるために設立された朝鮮学校と、アメリカ軍人、軍属のためのアメリカン・スクールである。朝鮮学校には、自主学校だけでなく、東京都立朝鮮人学校（15校）²⁾や大阪朝鮮中学校を母体として生まれた西今里中学校など公立学校が存在した時期もあったが、前者は1955年に廃校となり、後者は1961年に中大阪朝鮮中級学

校として自主校に移管された。名古屋には、逆に公立学校の分校化というかたちで設立された朝鮮学校もあった。現在では在日外国人の多様化を受けて、アメリカン・スクールと同じく英語中心の教育を提供しながらも40カ国の子どもが通うインターナショナル・スクールや、インドネシア語、フランス語、ヒンディー語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語などによる教育を実施する学校も存在している。

そのうち、最も多いのが朝鮮学校で、日本政府による激しい弾圧や祖国分断の辛い現実直面しながらも、全国で約100校あると言われる。そして、それに迫る勢いで近年増えてきたのがブラジル学校である。来日の流れが始まって20数年という比較的浅い歴史にも関わらず、2007年6月現在、約100校近くが運営されている。

3. ブラジル学校の多様性

3.1 ブラジル学校の特徴と多様性

ブラジル学校と一口に言っても、その設立の経緯や規模、教育内容は、本国ブラジルの学校と同じく様々である。託児所から学校に発展したものもあれば、親を雇用する派遣会社、または教会の資金によって経営されている学校や、ブラジル本国の学校が日本に分校を新設したものもある。経営体制も私塾や個人経営、NPO・任意団体などの非営利団体³⁾など様々である。

それでも、日本のブラジル学校の多くに共通する特徴もある。たとえば、まず、幼児教育から高等教育まで、幅広い年代を対象にして教育を提供する学校が、けっして少なくないということ。次に、日本の学校施設では考えられないような長い時間、朝早くから夜遅く⁴⁾まで子どもを預かっている学校、つまり、早朝から深夜まで共働きする保護者の勤務時間に合わせて子どもたちを預かる学校が大半であるということ。そして、複数の県にまたがって送迎を行い、二食または三食とも学校で提供する形になっている学校が珍しくないこと、などである。

3.2 日本ブラジル学校協議会とブラジル学校

静岡県に事務所がある日本ブラジル学校協議会(AEBJ⁵⁾。2007年4月まで事務所は愛知県にあった)の2006年10月のデータによると、ポルトガル語での教育を行う学校は日本全国で97校(静岡23校、愛知17校、群馬15校、長野12校、埼玉6校、岐阜6校、茨城5校、滋賀5校、三重4校、山梨2校、神奈川1校、栃木1校)。

2006年12月現在で、そのうち49校はブラジル政府によってブラジル国内の学校の卒業生と同様の資格授与が認められた「認可校」である。ここで確認しておく必要があるのは、ブラジル政府は、海外にあるブラジル学校を「学校」として認可するのはブラジルの国家主権領域を超えることだと認識している、ということである。それゆえ、「認可校」とは、日本におけるブラジル学校が「学校」として認可されているのではなく、「その卒業証明書がブラジル全土で有効である」と認められた学校なのである。

「認可校」49校の所在を都道府県別で見ると、静岡県12校、愛知県10校、群馬県6校、長野県5校、岐阜県4校、茨城県3校、埼玉県3校、三重県2校、滋賀県2校、山梨県1校、栃木県1校、これらの他に「認可」を受けたがすでに閉校された学校が少なくとも2校はある。さ

らに18校が、2006年12月時点でブラジル大使館に「認可」申請中であった。

97校のうち40校が協議会の会員であるが、生徒数でいえば、協議会加盟校の生徒数は約7,200人、非加盟校の生徒数が約2,800人と推計されていることから考えると、中小規模の学校が協議会に加盟していないと推測できる。

3.3 ブラジル人の海外移住とブラジル学校

近年日本において急増しているブラジル学校だが、同様の傾向が在住ブラジル人の多い他国でも見られるかと言え、そうではない。ブラジル政府の海外校認可が行われるようになったのは、2000年2月に日本のブラジル学校6校（うち3校は、同じ学校の本校1校と分校2校、他の3校はそれぞれ別々の学校である。1校はすでに閉校した。）を対象になされたのが初めてなのである。日本以外では、2000年にブラジル国内の学校のアメリカ合衆国フロリダ州にある分校の認可が話題になったというのが唯一の例である。

実際のところ、ブラジル人の海外移住は「日系人」とその家族に限った話ではなく、また、移住先も日本に限られているわけではない。ブラジル外務省のデータによると、海外在住のブラジル人数は、2006年では、およそ300万人。これはブラジルの総人口の約1.6%にあたる。国別に見るとアメリカ合衆国が最多で約125万人、次がパラグアイで約42万人、3位が日本で31万人⁶⁾、4位はイギリスで15万人、5位がスペイン13万人、6位がポルトガル12万人となっている。地域別では、北米が最多の約127万人、次がヨーロッパの71万人、3位が南米の68万人、4位がアジア31万8,000人であり、以上で全体の97%を占める。

注目すべき点の1つは、必ずしも先進国への移動のみではなく、ブラジルより国内総生産（GDP）が低い国への移動も少なくないということであるが、本稿のテーマに関して特に浮かんでくるのは、最も在住ブラジル人が多く、日本の約4倍ものブラジル人が暮らすアメリカで、なぜブラジル政府による海外校「認可」が重要な問題として浮上してこなかったのか、という疑問である。

日本ではブラジル学校が切実に求められ、本国政府を動かすまでに急増したのに、アメリカではそうではなかった。この違いがどこから生まれたのか。移民のためのバイリンガル教育の発展をはじめとする様々な社会環境が、公教育にブラジル人子女を吸収するのを促進しており、また、ブラジル人の多くにとって日本語よりも英語が学びやすいことなどもあって、ブラジル学校に対する強いニーズが生まれなかったのではないかなどの推論が成り立つが、移住する側の事情など様々な要因を考慮する必要があるので、その証明は容易ではない。詳しい分析は別の機会に残すとして、次節では、日本のブラジル学校が直面している主な課題を挙げてみよう。

4. 主な課題

日本のブラジル学校は、実に様々な課題に直面し、悪戦苦闘を続けている。ブラジル学校の多くに共通する主な課題をいくつか、以下に挙げてみる。

4.1 「学校ではない学校」の観点から

ブラジル学校は、普通教育を行っているにもかかわらず、ほとんどの学校は「私塾」として位置づけられており、公的な支援が受けられないでいる。教育機関であれば受けられる免税措置もないので、学校運営上の経済的な負担が大きい。たとえば、月謝全額に消費税がかかるほか、企業として扱われるため多くの税金がかかり、地域差はあるが、1人の子どもにつき、保護者の負担は、月に3万から5万円程度かかる。

施設の確保も問題である。基本的にはまだ学校として認められていないため、学校として使用するうえで必要かつ十分な物件の確保が難しい。現在運営されている学校のほとんどはグラウンド、運動場など子どもが遊ぶスペースがないので、体育の時間には市営や民営の体育館やプールなどへ移動しなくてはならず、その点でも時間的、事務的、経済的な負担が大きい。また、学校ではないため理科の授業に必要な薬品の入手が難しく、教科授業が十分にできない場合もある。

学校周辺の住民の理解が得られず、困難に直面しているケースもある。学校周辺の公園を子どもたちが放課後に使用する場合、自治会などの苦情のために、事前に使用の許可を受けなければならなくなったという事態さえ起きているのである。普通、子どもが数人で公園を使用するには許可申請が必要だなどということがあろうか。

また、学区の指定を受けていないため、子どもに健全で安全な教育環境が保障されないというケースも少なくない。たとえば、風俗店が近距離にあたり危険な道路前に学校が設置されていたりなどという場合である。

4.2 「経営安定」の観点から～保護者の不安定雇用と教員確保

生徒の確保も重大な問題である。保護者の多くは不安定な雇用状況にあるため転職・転居が珍しくなく、子どもの転校もそれに伴う。けが、健康状態の悪化、解雇などで収入に大きな変動があれば、ただでさえ高いブラジル学校の学費を払う経済的余裕がなくなり、日本の公立学校に急ぎょ転入させることにもなる。様々な理由で家族全員が一時帰国したり子どもだけを帰国させたりするケースも珍しくない。学校にとっては安定的な生徒数の確保が極めて困難なのである。

それは経営の安定化を妨げると同時に、教員の確保も難しくする。良い人材を採用できたとしても、その人材に見合った給与の支払いを維持・継続するのは容易ではない。教職員として採用された者も、現実的な問題として、学校が不安定な環境で不安定な雇用しか提供できないのであれば、生活がかかっている以上、状況によっては、給与の面でより良い条件の仕事を選択して学校を離れてしまうことになるが、それはやむを得ない結果であろう。また、必要な教員研修を定期的 to 実施することも難しく、教職員の質的向上があまり望めない点も大きな課題である。

4.3 「学校教育法」の観点から～寄付金免税措置の可能性と限界

日本の学校教育法では、文部科学省の学習指導要領に沿ったカリキュラムで検定教科書を使用し日本の教員資格取得者が教えるのが一般の国公立学校であり、これが「一条校」と呼ば

れている。外国人学校の多くは、独自のカリキュラムを採用しているし、保護者や子どもたちが求める言語教育を保障する必要もあって、一条校の認可を受けるのはかなり難しい。そこで、各種学校としての認可を受けるという選択肢が朝鮮学校によって切り開かれてきたのだが、従来、その認可の条件さえ非常に厳しかった。しかし、ここ数年、その条件の緩和が静岡県から始まり、2004年にペルー人学校⁷⁾、そして2006年11月には岐阜県（HIRO学園）、2007年1月には愛知県（カンチーニョ・ブラジレイロ）、同年3月には静岡県（エスコラ・フジ）で、ブラジル学校が各種学校として認可を受ける例が出てきた。

各種学校の認可が得られれば、即座にはないが、生徒は通学定期券を購入できるようになる。さらに、スポーツ大会などにも出場する機会が広がるのは、子どもたちにとって大きなチャンスである。これらはすべて、長い年月をかけて朝鮮学校を中心に開拓されてきた道である。

各種学校の認可が得られた学校は、月謝にかかっていた消費税や固定資産税が免除されるほか、自治体から補助金が支給されることになる。また、外国人学校に関する法制度を長い間研究してきた田中宏によると、校舎の新築や増築の際に、財務省から事前に指定を受ければ、外国人学校も寄付金の免税措置が受けられるという（「指定寄付金制度」）。

しかし、ブラジル学校が各種学校になったとしても、寄付金に関する問題は残されたままだ。と言うのは、2003年、外国人学校に対する税制上の優遇措置が新たに追加され、各種学校を設置する学校法人が「特定公益増進法人」として指定されると、受け取った寄付金が恒常的に免税の対象となることになったのだが、文部科学省は対象とする外国人学校に2つの条件を課した。それは、その学校で学ぶ児童・生徒が「外交」「公用」の「家族滞在」の在留資格であることと、その学校が国際評価機関及び国際バカロエア事務局により認定されている学校であること。つまり、インターナショナル・スクールなど、限られた学校のみが税制上免税を受けるというわけである。その対象は、2007年6月現在、14校に限られている⁸⁾。これは非欧米系の学校に対する差別的な扱いをもたらし措置だったと評するほかない。

結局、各種学校として認められてもそれだけでは企業からの寄付金は恒常的な免税対象とはならないので、寄付金については状況が改善されないままなのである。企業が社会的責任（CSR）⁹⁾を果たす環境を整える意味でも、早期解決が望ましい。

4.4 ブラジルの学校制度と日本の国立大学受験資格

ブラジル学校のうち19校が、2003年までに日本の文部科学省によって、「11年間の初等・中等教育修了後に1年間、準備教育課程として指定されたコースを持っている日本語教育機関¹⁰⁾で学ぶこと」という条件付きではあるものの、日本の国立大学の受験資格を得られる学校として指定を受けた。1年間の日本語学校での教育が条件とされたのは、ブラジルの義務教育期間が初等教育8年、中等教育3年の合計11年間とされていたためである。文科省は日本の義務教育期間と同様の12年間の学校教育の修了を求めており、そのために考案されたのがこのような条件であった。

ところがその後、ブラジルの教育法が変更され、従来は義務教育に含まれていなかったAlfabetização（6歳児の就学前教育）の1年間が義務教育期間に算入されることになった。

この新制度によって、ブラジル本国の全学校は、従来のシステムを初等教育9年（小学校5

年と中学校4年)と中等教育3年(高等学校)に切り替えて、そのためのカリキュラム変更を行うことを義務づけられた。各学校の事情を考慮して2010年までという猶予期間が設けられたが、すでに多くの学校は9年制の初等教育を導入している。日本におけるブラジル学校もすばやく対応を始めている。2006年からAEBJ加盟校数校が直ちに9年制を導入したほか、新年度の2007年2月からはAEBJに加盟しているすべての学校が9年制を導入している。まだ導入していない他の在日ブラジル学校も徐々に導入していくことになる。¹¹⁾

8年制の学校としてブラジル政府の認可を受けていた学校も、ブラジル政府に対していつから初等教育9年制を導入したという報告とカリキュラム変更手続を行わねばならない。これらの手続申請をすでに終えているブラジル学校もあり、近い将来には、ブラジル学校卒業生の日本の国立大学受験資格に関する「条件」の問題は解決され、卒業生がそのまま受験できる日が来るであろう。

しかし、8年制で卒業した学生と9年制で卒業した学生の受験資格の不平等が生じるのは避けがたく、何らかの救済措置が必要だと思われる。また、受験資格が認められたからと言って問題のすべてが解決されるわけではない。現在のブラジル学校の状況を前提に、ブラジル学校卒業生が日本の国立大学を受験して合格する可能性を考えると、極めて厳しいと言わざるを得ない。日本におけるブラジル学校の生徒の多くは、今なお帰国を前提とした教育を受けており、日本語の授業は週1～5時間ある程度で、日常会話の日本語さえも理解できないというのが現状なのである。

朝鮮学校、中華学校の卒業生のようにいずれ一般入学試験に合格できるバイリンガル卒業生も出てくるだろうが、それまでにブラジル学校はどのような変貌を強いられているだろうか。

5. 教育制度の中の外国人学校

5.1 公教育と外国人学校

前節で見てきたような様々な問題を抱えつつもブラジル学校が急激に増えてきた背景には何があるのか。確かなことは、日本の公教育がブラジル人保護者や子どもたちのニーズに十分には応えることができていないという状況の存在であろう。

その深刻さを浮き彫りにするのが、田中宏(2007b:64)の「在留外国人の子どもの数と就学状況」に関する分析である。田中が、『在留外国人統計』(各年末現在)の「都道府県別、年齢・性別外国人登録者」のデータから5歳～14歳の人数を抽出したもの(以下、Aと記す)と、『学校基本調査報告書』(各年5月1日現在)の小学校、中学校の外国人児童生徒数及び各種学校として認可された外国人学校の生徒数(幼稚園から大学までを含む)(以下、Bと記す)を、1997年、2001年、2005年の3つの時点で比較したところ、意外な結果が表れた。外国人登録をしている子どもの数(A)は大幅に増加しているのに、『学校基本調査報告書』に現れる外国人児童生徒数(B)はそれ以上に減少しているのである。たとえば、2001年にはA 117,562人、B 94,961人(A-B=22,601人)だが、2005年では、Aは123,723人に増加したにもかかわらず、Bは87,402人に減少している(A-B=36,321人)。

5.2 文科省のネグレクト

そして、残念ながら、日本の公立学校にも外国人学校にも通わない不就学の問題が、未解決のまま、しかも一部地域の例外¹²⁾を除いてはその実態も十分把握されないまま、残されている。

ここで、上記の田中の2005年の数字を元に不就学の外国籍児童数の概算を試みたい。もちろんAとBの対象年齢には1年分の誤差があるので、厳密な数字を出すのは不可能だが、AとBの差36,321人から各種学校として認可されていない外国人学校の生徒数を控除すれば、おおよその数は推計できよう。

まず、ブラジル学校に通っていると思われるおおよそ1万人を、2005年のAとBの差から引くと、約2万6千人となる。そこから次に控除すべきなのが、各種学校として認可されていない他の外国人学校に通っている子どもの人数だが、残念ながら、これはおおよその数さえ不明なのだ。おそらくブラジル学校ほどの生徒数はないと想像するが、実はこの種の正確なデータすらないのである。

かくして、不就学となっている外国籍の子どもの数を概算することすら不可能なわけだが、外国籍の子どもの不就学や外国人学校の支援に対する日本政府の消極的姿勢がこの種の基礎データの欠如に表れているのではないか。田中が指摘するところの「外国人の子どもに関する文科省のこうしたネグレクト」を本研究でも痛感せずにはられない。

5.3 現行公教育制度の限界

田中のグラフからはまた、日本の公教育が在日外国人のための受け皿、教育機関としては十分に機能していない実態がうかがえる。在留外国人の子どもが増える一方、日本の国公私立学校に通う外国人児童生徒数は、減少の一途をたどっているのである（1997年76,250人、2001年67,913人、2005年63,119人）。

このことは、ブラジル学校の現状には上述のように多くの問題点があるとしても、もし、ブラジル学校という選択肢がなければ、子どもたちの教育環境をめぐってはるかに深刻な状況が生み出されるであろうことを想像させる。このような観点からも、ブラジル学校への公的支援の重要性を認識すべきであろう。

ただ、ブラジル学校の安定と充実が問題すべてを解決するものではないことも、指摘しておかねばならない。今すでに集住地域で起きているコミュニティのゲットー化が教育の領域へも浸透して「ブラジル人は自動的にブラジル学校へ」という状況が生まれてしまうことは、地域社会のあり方として望ましくないであろうし、子どもたちが日本で暮らしながら日本社会との接点を最低限度しか持たなくなることは、子どもたち自身にとってもけっして望ましい状況とは言えないであろう。

そして、少なくない保護者にとって、今のままのブラジル学校も日本の公立学校も、自分たちが自分の子どもに望む教育内容を十分に提供してくれる学校とは言い難いものであることも、また事実である。と言うのは、基本的には日本の公立学校もブラジル学校も、いずれもまだほとんどがモノリンガル教育の学校なのである。つまり、週数時間を除いて、一言語による授業が行われている。将来的には、朝鮮学校や中華学校のように本格的なバイリンガル教育を実施する学校が現れてくることが、多様化するブラジル人コミュニティのニーズに応えるうえで望

ましいであろう。そして同様のことは、おそらく日本の公立学校についても言えるはずだ。

6. おわりに：教育の多様性と社会正義

世界経済のグローバル化が進む中で、国境を越える人の移動は増加傾向にある。国際移住機関の統計によれば、2000年には1億7600万人だった移住者が、2005年には1億9100万人に増加しており、これは全世界の人口の3%に当たり、そのうちの3000万人から4000万人が非正規（unauthorized）移民だという¹³⁾。人類の誰もが、生まれた国で暮らし、生活していけるわけではないという現実が、その根底に横たわっている。たとえばブラジル人の場合だと、特に1980年代以降に国外移住を選択した人びとの多くは、そうせざるを得ない社会環境、経済状況、すなわちブラジル国内では大学卒でも職に就く機会が十分に得られないという状況が大きなプッシュ要因になって国外へと出て行ったと言えるだろう。

しかし、送り出し国の事情だけで移住者が急増するというわけでもない。「日系」ブラジル人の日本への移動は、日本側の労働力不足を血統主義的発想から日系人労働力で補おうという日本社会や企業関係者のニーズを満たすべく、日本の企業がブラジル各地で人材斡旋目的での説明会を開催するという働きかけで始まり、拡大してきたのである。

このような時代、社会環境の中で、求められる教育のあり方、社会正義とは、どのようなものだろうか。

日本においても外国にルーツを持つ子どもたちの教育状況を改善するための試みとして、日本語教育のあり方を見直すJSL (Japanese as a Second Language) 研究や、母語教育（継承語教育）の提唱などが行われてきた。しかし、一方では、「セミリンガル」という言語学用語が特殊な形、すなわち言語習得の問題について個人に責任を負わせるための概念として使われはじめといった憂慮すべき動きもある。そして、国レベルで外国籍または外国にルーツを持つ子どもたちの教育への権利や、「民族」教育を保障していく政策を打ち出すような方向性は、残念ながら、まだ見られない。

たしかに、多様な教育のあり方を保障する歴史がほとんどないこの国で、多様な外国人学校の存続を制度的に保障していくのは容易ではないかも知れない。しかし、子どもたちの多様性を一色に塗りつぶそうとするのではなく、多様性を尊重し、自分のルーツに自信を持って成長していけるように全面的な支援を行うことは、日本社会に愛着を持つ優れた人材を育てることもつながるだろう。それは、天然資源に乏しい日本社会の将来にとって、けっしてマイナスではないはずだ。こうした戦略の一環として、外国人学校・民族学校への全面的な支援を考えることも必要ではないか。

そのような支援は、社会正義という観点からも肯定できるだろう。目指すべき「社会正義」というものが存在するとすれば、それは徐々にではあってもやがては広い世界で受け入れられていくという、ある種の普遍的な要素を持つものであるに違いない。そして、現代世界における教育分野に関しては、人種差別撤廃条約や子ども権利条約などの国際条約が定める基準の中に、目指すべき社会正義があると言えるだろう。

しかし、それですべてではない。近代に成立した国民国家の枠組みを越えた人の移動が活発

化し、その完全なコントロールが不可能であること、また、そのような人の移動によってこれまでになかった多様な家族のあり方や人の生き方が生まれてきているという現実を直視するならば、従来の国民国家の枠組みだけでは対応できない現実に対応するための新たな枠組みや新たな社会正義を追求していくことの必要性に気づかざるを得ない。現在のシステムが国民国家を前提とするのが不可避であれば、まずはその枠組みを活用しながら、そしてすでにある程度共有されている社会正義を土台として状況の改善を試み、段階的に新たなシステムに変容させていくことが合理的だろう。そして、人種差別撤廃条約や子ども権利条約の精神に基づき、外国人学校・民族学校への支援を行い、その制度的保障を実現することは、現在の社会正義にかなひ、また、新しいシステムを構想し構築していくための出発点になると考える。

現在のところ日本政府は、日本にあるブラジル学校の支援はブラジル政府の責任である、と宣言している。国民国家の枠組みで考えるかぎり自然な宣言かも知れない。しかしその枠組みでは対応できない現実が生まれてきており、しかも、子ども権利条約を批准した日本政府は、民族的マイノリティの教育に関する国際法上の義務を負っているのである（同条約30条等）。ならば、たとえば日本政府とブラジル政府がまずは協力して支援する形をとることも可能であるし、必要ではないのか。そのような試みを進めていくなかでこそ、これからの時代に求められる普遍性を持った社会正義が明確になり、それと並行して、人の新しい生き方に対応した新しい社会システム、国家システム、世界システムが創造されていくに違いない。

「民族的・宗教的・言語的マイノリティ（少数者）、または先住民が存在する国において、マイノリティまたは先住民に属する子どもは、その集団の他の構成員とともに、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰し、実践し、自己の言語を使用する権利を否定されない」

（子どもの権利条約第30条）

「国家は……マイノリティに属する者が自らの母語を学び、母語で教育を受ける十分な機会を得られるよう、適切な措置をとる」

（マイノリティ権利宣言第4条3項、1992年、国連決議47/135）

第2回 日本政府報告に対する子どもの権利条約委員会の総括所見（2004年1月30日）

「49. 委員会は、教育制度を改革し、かつそれをいっそう条約に一致させるために締約国が行っている努力に留意する。しかしながら、委員会は以下の点について懸念するものである。

(d) 日本にある外国人学校を卒業して大学進学を希望する者の資格基準が拡大されたとはいえ、依然として高等教育へのアクセスを否定されている者が存在すること。

(f) マイノリティの子どもたちにとって、自己の言語で教育を受ける機会がきわめて限られていること。

50. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

(d) マイノリティ・グループの子どもが自己の文化を享受し、自己の宗教を表明しまたは実践し、かつ自己の言語を使用する機会を拡大すること。」

Notes

- 1) “Escola para brasileiros”つまり、ブラジル人のための学校というのがブラジル政府の見解であるが、ここでは、便宜上「ブラジル学校」を使用する。ブラジル学校の定義はあえてしないが、大枠として少なくともポルトガル語によって教育を実施している施設とする。これらの学校が受け入れ対象をブラジル人に限定しているのではない点に留意が必要である。
- 2) 田中宏・板垣（2007:95）を参考。
- 3) 野元（2005:6-7）。
- 4) 本研究者が知っている範囲では、遠方に住んでいる子どもに対して、学校が送迎用のバスまたはヴァンで朝の5時頃に迎えに行っているケースがある。
- 5) Associação das Escolas Brasileiras no Japãoの略。
- 6) 2006年12月末では、在日ブラジル人人口は312,979人である。
- 7) 便宜上ペルー人学校と呼ぶが、ペルー以外のスペイン語圏の子どもたちも受入れている他、2007年現在ではブラジル人の子どもを対象としてポルトガル語による教育も実施している。
- 8) 特定公益増進法人の指定を受けている学校の一覧については、月刊『イオ』編集部編（2006:229-231）を参照。
- 9) Corporate Social Responsibilityの略。
- 10) 2004年現在で日本国内にその種の日本語教育機関は16校しかなく、うち9校は東京に集中している。それらの学校にブラジル学校卒業生が通学するのは、実際のところ経済的に非常に厳しいものであろう。
- 11) ブラジル国内ではまだ少し混乱が生じている。9年制と8年制の学校間で転校した生徒が、同じ学年を再履修するようにと言われたという事例報告がある。
- 12) 不就学の実態を把握する地域の事例として参考になるのは、小島・中村・横尾（2004）が岐阜県可児市で全学齢期の児童生徒を対象に行った調査である。
- 13) International Organization for Migration: <http://www.iom.int/jahia/page254.html> .

参考文献

- 今津孝次郎・松本一子（編）（2001）『東海地域の newcomer 外国人学校』名古屋大学大学院，国際開発研究科・教育発達科学研究科今津ゼミ
- 今津孝次郎・松本一子（編）（2002）『東海地域の newcomer 外国人学校』増補改訂版，名古屋大学大学院，国際開発研究科・教育発達科学研究科今津ゼミ
- 可児市企画部まちづくり推進課（2005）『外国人の子どもの教育環境に関する実態調査—2004年度 調査報告書—』可児市国際交流協会
- 月刊『イオ』編集部（編）（2006）『日本の中の外国人学校』明石書店
- 小島祥美，中村安秀，横尾明親（2004）『共に育むふれあい交流都市をめざして—岐阜県可児市の歩み—』厚生労働省（子ども家庭総合研究事業）「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」班，可児市，可児市国際交流協会
- 田中宏（2004）「在日外国人の概況とその教育—日本語教育の周辺」田尻英三，田中宏，吉野正，山西優二，山田泉『外国人の定住と日本語教育』ひつじ書房
- 田中宏（2007a）「多民族共生社会のなかで民族学校をどう考えたらよいか」田中宏・板垣竜太（2007）『日韓 新たな始まりのための20章』岩波書店
- 田中宏（2007b）「日本の社会保障・学校教育と国籍—コリア系介護事務所の背景となっていること—」久場嬉子（編）『介護・家事労働者の国際移動』日本評論社

外国人学校・民族学校：社会正義を考える（HATANO）

- 野元弘幸（2005）『南米日系人児童・生徒が日本国内で通う外国人学校に関する総合的研究』課題番号：14651061 平成14年度～平成16年度科学研究費補助金（萌芽研究）研究成果報告書
- 福田誠治・末藤美津子（編）（2005）『世界の外国人学校』東信堂
- 結城恵（2006）『外国人労働者の子女の教育に関する調査研究（2）—ブラジル人の教育機会の現状と課題—』「平成17年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書」研究，国際カリキュラム研究会，2006
- Azevedo, Débora Bithiah de (2004) 'Brasileiros no Exterior' Nota técnica – Consultoria Legislativa, <http://www2.camara.gov.br/comissoes/credn/publicacao/NotatecnicaBrasileirosExterior.html>

